

国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (車賃) 第18条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、次の各号の場合については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公共の交通機関を利用した場合 実費額 (2) 業務上の必要その他やむを得ない事情等によりタクシー又はレンタカーによる旅行が妥当と旅行命令権者が認める場合 実費額 (3) <u>役職員</u>が自家用自動車を運転して旅行する場合 細則で定める額</p>	<p>本則 (車賃) 第18条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、次の各号の場合については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公共の交通機関を利用した場合 実費額 (2) 業務上の必要その他やむを得ない事情等によりタクシー又はレンタカーによる旅行が妥当と旅行命令権者が認める場合 実費額 (3) <u>役職員及び役職員以外の者で別に定める者</u>が自家用自動車を運転して旅行する場合 細則で定める額</p>	<p>自家用自動車を運転して旅行する者として役職員以外に本学で受け入れた日本学術振興会特別研究員も適用するための改正</p>

附 則 (令和4年3月22日規程第55号)

この規程は、令和4年3月22日から施行する。